

# 陳情文書表

令和2年第3回神奈川県議会定例会

令和2年9月24日

陳情番号	47	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	津久井やまゆり園等における支援の実態とその背景要因の解明を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>県は、障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会等により、虐待の疑いの強い不適切な支援の背景とその要因について解明を進めてください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2016年7月26日、19人もの尊い生命を奪い、26人に重軽傷を負わせた「津久井やまゆり園事件」(以下、事件)が起きてから、4年が過ぎました。この事件の真相解明を期待し注目された裁判は、本年1月に始まり、遺族や被害者家族は勇気を奮って証言台に立ち、植松聖被告(当時、以下、植松)に問いかけ、痛切な思いを伝えました。裁判は3月16日に、植松に極刑を言い渡し、同月31日に確定しました。</p> <p>しかし、多くの障害当事者や家族、支援者は、「未だに事件は終わっていない」という気持ちです。遺族や被害者家族も同様の思いであると思います。それは植松が、裁判の最初から結審まで、一貫して「重度障害者は不幸しか作れない」、「意思疎通できない人は社会の迷惑」、「殺した方が社会の役に立つ」という、きわめて「ゆがんだ考え」を主張し続けたからです。</p> <p>遺族や被害者家族の立場からすれば、植松の「ゆがんだ考え」の背景要因が明らかにされ、残虐な行為の重大性や罪深さを、植松自身に認めさせる裁判であるべきでした。けれども、裁判の争点が「植松被告の刑事責任能力の有無」に限定されてしまい、植松の犯行動機の背景要因を明らかにすることはできませんでした。</p> <p>それでも判決文では、「犯行動機の中核である被告人の重度障害者に関する考えは、被告人自身の本件施設での勤務経験を基礎とし」としていると明言し、その「証拠上認められる前提事実」として、津久井やまゆり園における入所者への支援の状況をあげていました。</p> <p>裁判と並行して行われた、「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」の「中間報告」がまとめられ、その検証を引き継ぎ、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」が設置され、本年7月29日にスタートしました。本検討部会は、6つの県立障害者支援施設の検証を目的としていますが、その発端となった津久井やまゆり園の支援と虐待の疑いの強い不適切な支援の検証は、重要な課題です。</p> <p>インターネットなどでは、いまでも植松の「ゆがんだ考え」に同調するような書き込みが絶えません。そのため多くの障害がある人と家族は不安を抱えたままなのです。裁判が終わってしまったいま、「重度障害者は不幸しか作れない」などを理由に、残虐な殺傷行為に及んだ植松の動機の証拠事実と判決された、津久井やまゆり園における虐待の疑いの強い不適切な支援の背景とその要因を明らかにできるのは、神奈川県と「かながわ共同会」でしかありません。</p>			

### 3 陳情項目

- (1) 「津久井やまゆり園事件」の判決文で「証拠上認められる前提事実」とされた当時の支援の実態とその背景要因の解明
- (2) 「津久井やまゆり園」等をはじめとする県営施設における個別虐待の解明
- (3) 上記を踏まえた上での施設現場への反映並びに社会への発信が必要と考えます。

陳情番号	48	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	茅ヶ崎市本宿町10番に開設予定の保育園に関する住民説明会を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>① 保育運営会社(株)こどもの森に対し、当該法人が茅ヶ崎市本宿町10番に開設予定の保育所(以下「本件保育所」という。)に関し、近隣住民を対象とした説明会を開催するよう指導してください。</p> <p>② 茅ヶ崎市に対し、本件保育所の設置に関し、近隣住民に丁寧な説明と誠実な対応を行うよう要請してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>本件保育所が開設された場合、生活道路に不便が生じるとともに、クラスター火災や交通事故リスクが上がることを懸念されることから、本件保育所の近隣住民として、本件保育所の設置に係る安全対策等について、保育運営会社(株)こどもの森や本件保育所の設置に係る事業を公募した茅ヶ崎市から説明を聞き、適切な対応を求めることが必要であるため。</p>			

陳情番号	50-1	付議年月日	2 . 9 . 16
件名	コロナ禍のもと、子どもたちが安全・安心に学ぶために少人数学級とエアコン設置を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>&lt;陳情趣旨&gt;</p> <p>子どもたちは、今までにない短い夏休みを経て猛暑の中での新学期を迎えています。新婦人で行っている子どもアンケートからは、「感染者が減らない中での密の教室が心配」、「こんな時だからこそ、先生に質問できる人数にしてほしい」「子どもが明日行きたくないと泣く」など、学校生活が苦痛となっている子どもたちの様子と、保護者が心配している様子が伝わってきます。</p> <p>コロナ禍で、一番戸惑い、迷い、傷ついたのは子どもたちです。いまこそ「子どもの最善の利益」「意見表明権」を保障し、世界からみても遅れている少人数学級を実現するときです。</p> <p>また子どもたちの体力の落ちが心配されているなか、体育の授業は何より大事になってきます。しかし、夏のエアコンのない体育館での授業は命に関わります。避難所の役割の観点からも、小学校・中学校・高校の体育館のエアコン設置は急務です。</p> <p>子どもたちの命と健康を守りながら、子どもたちの最善の利益を確保するためには、思い切った手立てが必要です。すべての子どもたちが、このコロナ禍でも自分が大事にされたと感じられるようなきめ細かい配慮と、それに伴う予算をつけていただけますよう、以下の陳情をします。</p> <p>&lt;陳情項目&gt;</p> <p>1 教室の「密」をさけ、どの子にもゆきとどいた教育を保障するため、20人学級をめざし、ただちに少人数学級を実施してください。そのために正規の教職員を増やしてください。</p> <p>2 学校施設（教室、体育館、特別教室、調理室など）への空調（冷房）設置へ、財政支援をおこなってください。</p>			

陳情番号	50-2	付議年月日	2 . 9 . 16
件名	コロナ禍のもと、子どもたちが安全・安心に学ぶために少人数学級とエアコン設置を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>&lt;陳情趣旨&gt;</p> <p>子どもたちは、今までにない短い夏休みを経て猛暑の中での新学期を迎えています。新婦人で行っている子どもアンケートからは、「感染者が減らない中での密の教室が心配」、「こんな時だからこそ、先生に質問できる人数にしてほしい」「子どもが明日行きたくないと泣く」など、学校生活が苦痛となっている子どもたちの様子と、保護者が心配している様子が伝わってきます。</p> <p>コロナ禍で、一番戸惑い、迷い、傷ついたのは子どもたちです。いまこそ「子どもの最善の利益」「意見表明権」を保障し、世界からみても遅れている少人数学級を実現するときです。</p> <p>また子どもたちの体力の落ちが心配されているなか、体育の授業は何より大事になってきます。しかし、夏のエアコンのない体育館での授業は命に関わります。避難所の役割の観点からも、小学校・中学校・高校の体育館のエアコン設置は急務です。</p> <p>子どもたちの命と健康を守りながら、子どもたちの最善の利益を確保するためには、思い切った手立てが必要です。すべての子どもたちが、このコロナ禍でも自分が大事にされたと感じられるようなきめ細かい配慮と、それに伴う予算をつけていただけますよう、以下の陳情をします。</p> <p>&lt;陳情項目&gt;</p> <p><u>1 教室の「密」をさけ、どの子にもゆきとどいた教育を保障するため、20人学級をめざし、ただちに少人数学級を実施してください。そのために正規の教職員を増やしてください。</u></p> <p><u>2 学校施設（教室、体育館、特別教室、調理室など）への空調（冷房）設置へ、財政支援をおこなってください。</u></p>			

陳情番号	51	付議年月日	2 . 9 . 16
件名	県民が安心して暮らせるために日米地位協定の見直しを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>&lt;陳情趣旨&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、まだ収束していません。とりわけ県内には米軍基地が有り、アメリカや海外から直行で基地に帰着する米軍関係者は日本の検疫も受けずにいます。</p> <p>米軍基地関係者の新型コロナウイルス感染が広がる中で、「米軍基地関連の人員、施設への新型コロナウイルス感染の対策強化」を求める住民の声が広がりました。県や関係自治体も「感染状況の情報提供を」と政府、米軍に求め、政府も動きやっと「感染者数などの情報提供」が始まりました。</p> <p>一方、8月25日には、横浜市金沢区小柴の貯油施設跡地（元米軍施設）で作業員1名が建設重機ごと穴（貯油タンク）に落ち、亡くなる事故が起きました。小柴は米軍が貯油施設として使用し日本に返還されたところですが、日米地位協定により米軍には「原状復帰の義務」がなく危険な大きな穴が放置されていたのです。</p> <p>このほか、県央地域でも米軍施設から流出した薬剤による河川の汚染も起きており、住民から改善を求める声が出ています。</p> <p>さらに横浜市が国際園芸博覧会（花博）開催を計画する米軍上瀬谷通信施設跡地から国の基準値を超える鉛などの特定有害物質が56カ所で検出されたと新聞報道で知りびっくりしています。</p> <p>県民が安心して暮らせる地域づくりのため、次のことを要望します。</p> <p>&lt;陳情項目&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、住民が安心して暮らせるよう、日本の法令・規則の適用による検疫、感染症対策を米軍基地施設や基地関係者に対して行えるよう政府に働きかけること。</li> <li>2 新型コロナウイルス感染症対策にとどまらず、基地周辺住民はじめ国民が安心して暮らせるよう、日米地位協定を見直し、米軍基地、関連施設、米軍関係者に日本の国内法の適用ができるよう政府に働きかけること。</li> </ol>			

陳情番号	52	付議年月日	2 . 9 . 17
件名	「種苗法改定案」を廃案にするよう国に求める陳情		
付議委員会	陳情者		
環境農政常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>「種苗法改定案」を廃案とするよう国に求めること。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>先の通常国会で継続審議となった「種苗法改定案」は、これまで認められてきた農家の自家増殖を一律に禁止するもので、農家経営にとって重い負担となります。</p> <p>農家の営みの中で、自家増殖は当然のこととして行われ、自然環境の変化にも対応した品種が受け継がれてきました。</p> <p>農水省が理由とする「海外への流出」を防ぐためには現行法に従い海外での品種登録をすすめ、他の国々と連携してルールを守らせるなどの対策に力を尽くすべきです。</p> <p>また、主要農作物種子法の廃止と同時に成立した「農業競争力強化支援法」は都道府県が持つ知見を海外企業も含む民間に開放するよう求めています。メーカーが開発をすすめれば登録品種が増えること、海外企業が日本での品種登録をしやすくなる、等が予想されます。</p> <p>種苗法改定は、種子の企業支配を拡大し、作物の多様性と気候変動への対応力を低下させます。</p> <p>神奈川でも果樹や野菜など農家のたゆまぬ努力で多様な品種が栽培され、食文化を支えています。</p> <p>「種苗法改定案」を廃案とするよう国に求めるよう強く陳情します。</p>			



陳情番号	53	付議年月日	2.9.17
件名	新型コロナウイルス第2波感染にともなう要望に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(1) 季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、高齢者、基礎疾患のある人が、「いつでも、だれでも、何度でも」「無料で」受けられる検査体制を拡充してください。診療や検査の対応が可能な最寄りの医療機関を受診できるよう体制を確立してください。また、市町村でも同様に実施できるようにしてください。</p> <p>(2) 一定の条件で感染者が発生していない医療機関、高齢者施設等の入所者、従事者が検査を受けられるよう体制を整備してください。</p> <p>(3) 医療・介護現場に物心両面の支援を引き続き実施してください。経営危機を理由に地域から身近な病院をなくさないよう地方自治体、医師会、研究者、地域の声を受け止め対処してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>コロナ・パンデミックのもとで、高齢者は「自粛」を強いられ外出もままならず、通院も控えています。独り暮らしの人や、介護を受けている人、障害を持つ人、家族も不安を抱えて毎日を過ごしています。秋から冬に向け季節性インフルエンザの流行期も重なり、油断をできない状況となります。</p> <p>政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」決定や厚生労働省記者発表では、検査体制、医療提供体制の確保・拡充を要請しています。とりわけ高齢者、基礎疾患を有する人への感染防止の徹底を求めています。</p> <p>神奈川県議会においては、神奈川県民の要望を受け止めていただき、早急に具体的対策を実施されるよう陳情いたします。</p>			

陳情番号	54	付議年月日	2 . 9 . 18
件名	一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団及び認可特定保険業者に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の項目</p> <p>一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団の保険契約者を救済するための特別条例等を策定してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団（以下、「財団」といいます。）は、令和2年6月8日に東京地方裁判所にて民事再生手続が開始され、それに伴い、財団は、被保険者に対し、一律で令和2年6月末日にて保険契約を一方的に解除しました。</p> <p>(2) 財団の保険は加入年齢が満55歳から満80歳と高齢者を対象としており、被保険者たちは、現在加入している保険が解約されてしまうと、高齢であることを理由として新たな保険に入るのが困難となるのが保険業界の現状です。</p> <p>(3) 財団の被保険者は、約4万人おり、全ての被保険者に対し、財団は一方的に契約解除し、財団から他への保険の引受先がないことにより、被保険者は突如保障を受けられなくなってしまう高齢者が約4万人も生じてしまいました。</p> <p>(4) このような約4万人もの高齢の被保険者は、保障を受けられないという状況から救済されるべきですので、監督官庁である神奈川県に被保険者を救済するための政策や特別条例策定等を求めます。</p> <p>上記陳情の項目のとおり、陳情致しますので、何卒宜しく<sup>とぞよろ</sup>お願い申し上げます。</p>			